

作業手順（例）

○入荷した種苗にロット番号を表示

例：入荷した種苗に入荷ロット番号を表示する

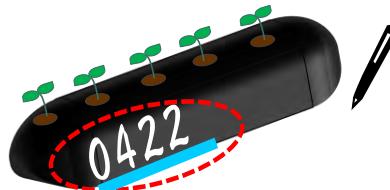


品名、入荷先は別途表示

(ステップ2で実施した内容です)

○栽培作物にロット番号を表示

例：栽培作物に栽培ロット番号を表示する



品種名、栽培方法は別途表示

(ステップ2で実施した内容です)

○記録様式に入荷ロット番号と栽培ロット番号を記録

例：種苗の受払帳を活用

「種苗受払帳」に、
入荷ロット番号と、仕
向け先となった栽培ロ
ット番号を記入する

(肥料・農薬等については別途
様式が必要)

※入荷ロット番号
(入荷日・品名・入荷先の
組み合わせを入荷ロット
番号として利用)

種苗受払帳			
品名:OOレタス種子	入荷先	(株)〇×種苗	
日付	入(kg)	出(kg)	栽培ロット(投入先)
1月10日	20		
4月22日		5	LA0422X
4月24日		6	LA0424Y
4月25日		7	LA0425Y
12月18日	廃棄(kg)	2	

※栽培ロット番号

○記録を保存する

【「入荷ロット（種苗）と栽培ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ1）」の解説】

ロットごとに作成した栽培記録、または入荷した種苗の受け扱い台帳に、栽培ロットと入荷ロット（種苗）との対応関係がわかるように記録します。準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロット（種苗）と栽培ロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 栽培ロット番号と、栽培に使用された種苗の入荷ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

(異なるロットの種苗を混ぜたくない場合)

種苗の汚染により食中毒が起こるリスクに対応するために、栽培にあたって入荷ロットを統合したくない場合には、入荷ロットごとに作付けし栽培します。そのうえで、入荷ロット1つと、栽培ロットを対応づけます。

(中間品がある場合)

たとえば、生産者が、1つのハウスで播種をして苗をまとめて育てた後に、これを何か所かの圃場に分けて定植することができます。この場合には、ハウスで育てた苗のまとまりが「中間品」となります。こうした中間品にもロット番号を割り当て、入荷ロット（種苗）と中間品ロットの対応関係、中間品ロットと栽培ロットの対応関係を記録します。

以上のこと考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。



One Point!

【肥料・農薬等と栽培ロットの対応づけ】

＜品名と栽培ロットの対応づけ＞

内部トレーサビリティの原則は、ロットどうしを対応づけることです。しかし、ロット単位で対応づける意義が低い物品の場合には、品名とロット番号を対応づける方法が有効です。

一般に、工業生産の肥料・農薬等についていえば、品名が同じなら、成分は均質と想定されます。ロット単位で対応づける意義は必ずしも大きくありません。しかし、栽培ロットにどの肥料・農薬等が使われたかを記録していなければ、問題が起きたときに、迅速な原因究明と回収が困難になります。そのため、栽培ロットごとの栽培記録に肥料・農薬等の品名、使用日、使用量などを記入し、内部トレーサビリティを確保するのが現実的です。

※なお、農薬取締法にもとづく省令では、農薬を使用した年月日、場所、農作物、使用した農薬の種類、単位面積当たりの使用量（または希釈倍率）の記録が、努力義務とされています（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第9条）。

ステップ③

＜入荷ロット(肥料・農薬等)と栽培ロットの対応づけ＞

一方、肥料・農薬等の品名が同じでも、ある入荷先・入荷日のものは安全で、他の入荷先・入荷日のものは高いリスクをはらんでいるとします。こうした場合には、内部トレーサビリティの原則に従い、肥料・農薬等についても入荷ロットを識別し、栽培ロットと対応づけましょう。

特に堆肥については、成分や処理方法が一定ではないことが想定されます。製造管理が不十分な場合には、腸管出血性大腸菌（O-157）や重金属が含まれる恐れもないとはいえないません。そのため、堆肥の入荷ロットと栽培ロットの対応づけを一度検討してみることをお奨めします。

肥料・農薬等の入荷ロットと栽培ロットの対応づけは種苗と同じ方法でできます。

(2) 記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、入荷ロット（種苗）と栽培ロットの対応関係がわかる記録様式となっているかを確認します。

例1) 栽培ロットごとの栽培記録を利用する場合

以下の項目を記録できるようになっているかを確認します。

- ・栽培作物のロット番号
- ・入荷した種苗のロット番号とその数量

例2) 入荷ロットごとの受払い台帳を利用する場合

以下の項目が記録できるようになっているかを確認します。

- ・入荷した種苗のロット番号
- ・種苗の仕向け先となった栽培ロットの番号と仕向けた数量

レタス栽培記録									
栽培ロット番号	LA0422X								
生産者コード	生産者名	圃場住所	面積						
1 2 3 4 5	農業 太郎	○○市 △△町 12345	1 2 a						
品種名	播種日	定植日	収穫予定日						
○○レタス	4 / 2 2	5 / 2 6	7 / 0 2						
栽培方法	慣行栽培								
種苗の記録	数量(kg)	入荷ロット番号							
○○レタス種苗	****	SA0110							
○○レタス種苗	****	SB0110							
土壤改良剤・肥料の使用履歴									
肥料名	施肥日	施肥量							
石灰窒素	1 / 1	kg							
炭酸苦土石灰	4 / 3 0	3 0	kg						
	/	kg							
防除剤の使用履歴	日付	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回
農薬名	月	5							
	日	2 8							
メソミル水和剤	○								
銅水和剤	○								

より簡便な方法として、入荷ロット（種苗）ごとの利用開始日と利用終了日を記録する方法があります。栽培記録に入荷ロット番号を記載しなくても、種苗の品名と利用日を記載すれば、その栽培ロットにどの入荷ロット（種苗）を利用したか、特定できます。

(3) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」(p92) を参照してください。



One Point!

【廃棄の記録】

種苗を廃棄するときにも、いつ(日付)、何を(品名、わかる場合にはロット番号)、どれだけ(数量) 廃棄したかわかるように記録を残しましょう。

6.3 栽培ロットと収穫ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ2)



【該当業種=生産者】

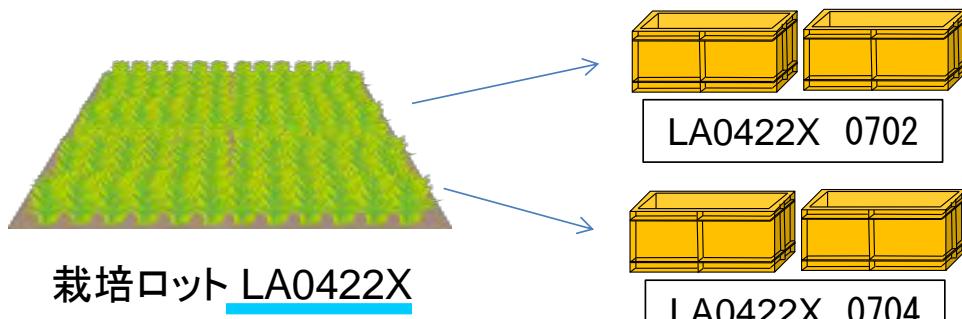
準備手順

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

栽培ロットと収穫ロットを対応づける方法を検討しましょう
必要ならば、これらのロットの定義を見直しましょう

(対応づけの例)

同一の栽培ロットから同一日に収穫した収穫物のすべてと、そのもととなった栽培ロットとを対応づけ



(2) 記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

(記録様式の例)

既存の記録様式を活用

収穫作業記録			
品目	〇〇レタス	収穫日	7 / 03
栽培ロット番号	数量(kg)	収穫担当者	備考
LA0422	****	農業 太郎	
LA0424	****	農業 次郎	
LA0425	****	農業 三郎	
計	****		

収穫作業記録を活用

レタス栽培記録									
栽培ロット番号		LA0422X		生産者コード		生産者名		圃場住所	
1 / 2	3 / 4	5	6	7	8	9	10	11	12
品種名		○○レタス		播種日		定植日		収穫予定日	
○○レタス		4 / 22		5 / 26		7 / 02			
栽培方法									
収穫日		収穫ロットNo		数量(kg)		収穫日		収穫ロットNo	
7 / 2	LA0422X-0702	****							
7 / 4	LA0422X-0704	****							
7 / 5	LA0422X-0705	****							
土壤改良剤・肥料の使用履歴									
肥料名		施肥日		施肥量					
石灰窒素		1 / 1		kg					
黄鐵苦土石灰		4 / 30		30 kg					
防除剤の使用履歴									
日付		1回		2回		3回		4回	
月	5								
日	28								
農薬名		5回		6回		7回		8回	
メノル水和剤		O							
銅水和剤		O							

栽培記録を活用

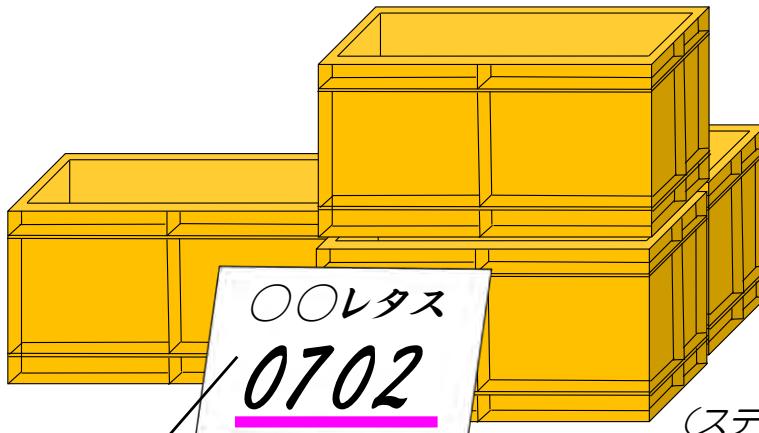
(3) 記録の保存方法の決定

「7.1 記録の保存」を参照

作業手順（例）

○収穫物にロット番号を表示

例：収穫物に収穫ロット番号を表示する



(ステップ2で実施した内容です)

※同じ品名、収穫日のものを1つの収穫ロットと定義

○記録様式に栽培ロット番号と収穫ロット番号を記録

例：収穫作業記録 を活用

「収穫作業記録」
(収穫毎に作成)
に、収穫ロット番
号と、もととなっ
た栽培ロット番号
を記入する

※収穫ロット番号 /
(品名・収穫日の組み合わせを
収穫ロット番号として利用)

※栽培ロット
番号

○記録を保存する

【「栽培ロットと収穫ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ2）」の解説】

収穫ロットと、そのもととなった栽培ロットとの対応関係がわかるように記録します。準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

栽培ロットと収穫ロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 収穫ロット：「同じ栽培ロットから、同じ日に収穫した収穫物」と定義
- 対応づけ：栽培ロット番号と、そこから獲り込んだ収穫ロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

1つの栽培ロット（圃場など）から複数回に分けて収穫するときに、収穫の合間に薬剤防除を実施する場合があります。この場合、収穫物の栽培履歴が、防除の前後で変わるために、リスク管理の観点からは、収穫日（期間）ごとに収穫ロットを識別し、栽培ロットと対応づけた方がよいでしょう。

以上のこと考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

(2) 記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、栽培ロットと収穫ロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。

「栽培記録」を使用する場合

栽培ロットごとに1枚作成し、以下の項目を記録できるようにします。

- ・栽培作物のロット番号
- ・そこから獲り込んだ収穫ロットの番号、収穫日、収穫量

「収穫作業記録」を使用する場合

収穫ロットごとに1枚作成し、以下の項目を記録できるようにします。

- ・収穫物のロット番号
- ・もととなった栽培ロットの番号、収穫日、収穫量

(3) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」(p92) を参照してください。



One Point!

【廃棄の記録】

農産物を廃棄するときにも、いつ（日付）、何を（品名、わかる場合にはロット番号）、どれだけ（数量）廃棄したかわかるように記録を残しましょう。

6.4 収穫ロットと調製・選別ロットの対応づけ (内部トレーサビリティ3)



【該当業種=生産者】

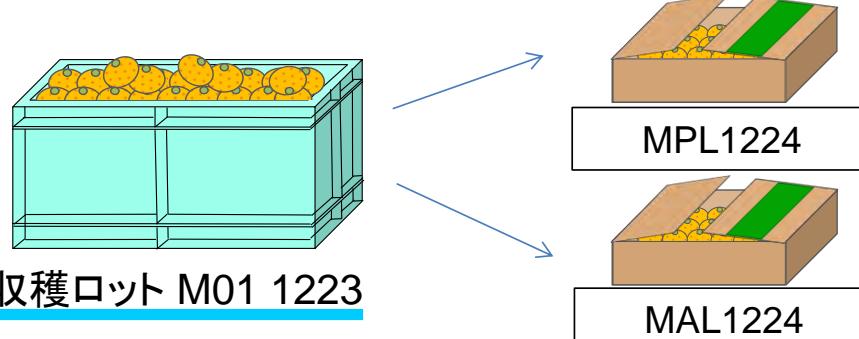
準備手順

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

収穫ロットと調製・選別ロットを対応づける方法を検討しましょう。
必要ならば、これらのロットの定義を見直しましょう

(対応づけの例)

同じ品名・規格名、処理日の農産物すべてと、そのもととなった収穫ロットとを対応づけ



(2) 記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

(記録様式の例)

選別・箱詰め作業日報を活用

選別・箱詰め作業日報

生産者: 農業太郎

選別・箱詰め日: 12/24

品名	規格		出来箱数	ロットNo	収穫ロット番号
	等級	階級			
○△ミカン	秀	L	3	MP-L1224	M01-1223
"	優	2L	5	MA-LL1224	M01-1223
"	優	L	13	MA-L1224	M01-1223, M02-1224
"	優	M	8	MA-M1224	M01-1223, M02-1224

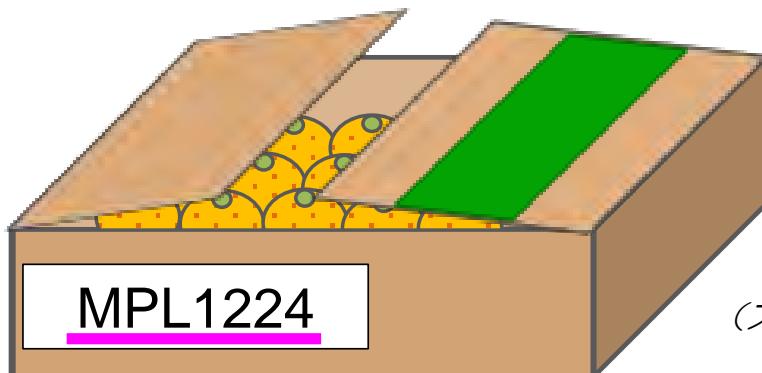
(3) 記録の保存方法の決定

「7.1 記録の保存」を参照

作業手順（例）

○調製・選別した農産物にロット番号を表示

例：調製・選別した農産物に、調製・選別ロット番号を表示する



（ステップ2で実施した内容です）

生産者名は
別途表示

○記録様式に収穫ロット番号と調製・選別ロット番号を記録

例：選別・箱詰め作業日報を活用

「選別・箱詰め作業日報」に、調製・選別ロット番号と、もととなつた収穫ロット番号を記入する

選別・箱詰め作業日報					
生産者：農業太郎			選別・箱詰め日：12/24		
品名	規格		出来箱数	ロットNo	収穫ロット番号
	等級	階級			
○△ミカン	秀	L	3	MP-L1224	M01-1223
"	優	2L	5	MA-LL1224	M01-1223
"	優	L	13	MA-L1224	M01-1223, M02-1224
"	優	M	8	MA-M1224	M01-1223, M02-1224

※調製・選別ロット番号

※収穫ロット番号

○記録を保存する

ステップ3

【「収穫ロットと調製・選別ロットの対応づけ(内部トレーサビリティ3)」の解説】

調製・選別ロットと、そのもととなった収穫ロットとの対応関係がわかるように、記録様式を作成し、保存します。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

収穫ロットと、調製・選別ロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 調製・選別ロット：「同じ日に調製・選別した、同じ種類の農産物」と定義
- 対応づけ：調製・選別ロット番号と、そのもととなった収穫物のロット番号（1つまたは複数）を対応づけます。

(異なるロットの収穫物を混ぜたくない場合)

農産物の汚染による食中毒のリスクに対応するために、調製・選別にあたって、収穫ロットを統合したくない場合には、収穫ロットごとに調製・選別します。そのうえで、収穫ロット1つと、調製・選別した農産物のロットを対応づけます。

(中間品がある場合)

たとえば、農産物を選別し、いったんサイズごとにまとめて保存しておき、その後、何回かに分けて箱詰めするとします。こうした場合には、サイズごとのまとまりが、「中間品」となります。この中間品にもロット番号を割り当て、収穫ロットと中間品ロットの対応関係、中間品ロットと調製・選別ロットの対応関係を記録します。

以上のこと考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

(2) 記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、収穫ロットと調製・選別ロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。

記録様式には、

- ・調製・選別した農産物のロット番号とその数量
 - ・上記のもととなった収穫ロットの番号とその数量
- を記録できるようにします。

記録様式の作成にあたっては、別冊の「取組手法編」p17（様式③-3）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

(3) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」(p92) を参照してください。



One Point!

【廃棄の記録】

農産物を廃棄するときにも、いつ（日付）、何を（品名、わかる場合にはロット番号）、どれだけ（数量）廃棄したかわかるように記録を残しましょう。

ステップ③

課題 対応

取組事例9：有機JAS生産者による、調製・選別ロット、収穫ロット、栽培ロットの対応づけ

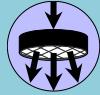
<課題>

葉菜生産者のCさんは、有機JASに取り組んでいます。常に、「農産物が規格どおりに栽培・処理されたか」を出荷ごとに証明（格付け）する必要があります。

<対応>

Cさんは「格付記録簿」という様式を作成しています。格付け記録簿では、同じ品名、出荷先、格付け日の農産物が、1つの調製・選別ロットとして識別されます。調製・選別ロットは、その出所となった栽培ロット（同じ品名、栽培区画の農産物）や収穫ロット（同じ栽培ロット、収穫日の農産物）と対応づけられ、格付け数量、収穫量、出荷先とともに記録されます。

6.5 入荷ロット(農産物)と調製・選別ロットの対応づけ(内部トレーサビリティ)



【該当業種＝調製・選別業者】

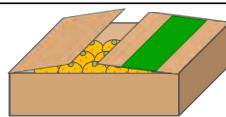
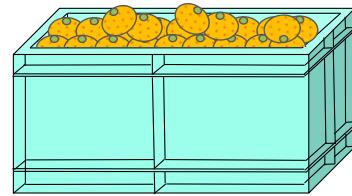
準備手順

(1) 合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロット(農産物)と調製・選別ロットを対応づける方法を検討しましょう。必要ならば、これらのロットの定義を見直しましょう

(対応づけの例)

同じ品名・規格名、処理日の農産物すべてと、そのもととなった入荷ロット(農産物)とを対応づけ



MALL1224

(2) 記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

(記録様式の例)

選別・箱詰め作業日報を活用

選別・箱詰め作業日報

○△共選所

選別・箱詰め日：12/24

担当者：選別 太郎

品名	規格		出来箱数	ロットNo	備考 入荷ロット番号
	等級	階級			
○△ミカン	秀	L	3	MP-L1224	M1223AB
"	優	2L	5	MA-LL1224	M1223AB
"	優	L	13	MA-L1224	M1223AB, M1223CD
"	優	M	8	MA-M1224	M1223CD, M1223EF

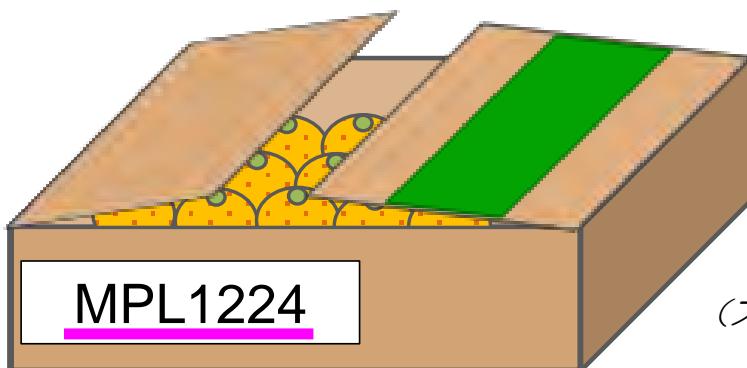
(3) 記録の保存方法の決定

「7.1 記録の保存」を参照

作業手順（例）

○調製・選別した農産物にロット番号を表示

例：調製・選別した農産物に、調製・選別ロット番号を表示する



（ステップ2で実施した内容です）

事業者名は
別途表示

○記録様式に入荷ロット番号と調製・選別ロット番号を記録

例：選別・箱詰め作業日報を活用

「選別・箱詰め作業日報」に、調製・選別ロット番号と、もととなつた入荷ロット番号を記入する

選別・箱詰め作業日報					
○△共選所			選別・箱詰め日：12/24 担当者：選別 太郎		
品名	規格		出来箱数	ロットNo	備考 入荷ロット番号
	等級	階級			
○△ミカン	秀	L	3	MP-L1224	M1223AB
"	優	2L	5	MA-LL1224	M1223AB
"	優	L	13	MA-L1224	M1223AB, M1223CD
"	優	M	8	MA-M1224	M1223CD, M1223EF

※調製・選別ロット番号

※入荷ロット番号

○記録を保存する

【「入荷ロット（農産物）と調製・選別ロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）」の解説】

調製・選別ロットと、そのもととなった入荷ロット（農産物）との対応関係がわかるように、記録様式を作成し、保存します。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（1）合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロット（農産物）と、調製・選別ロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

- 調製・選別ロット：「同じ日に調製・選別した、同じ種類の農産物」と定義
- 対応づけ：調製・選別ロット番号と、そのもととなった入荷ロットの番号（1つまたは複数）を対応づけます。

（異なるロットの入荷品を混ぜたくない場合）

食品安全上のリスクに対応するために、調製・選別にあたって、入荷ロットを統合したくない場合には、入荷ロットごとに調製・選別します。そのうえで、入荷ロット1つと、調製・選別した農産物のロットを対応づけます。

（中間品がある場合）

たとえば、農産物を選別し、いったんサイズごとにまとめて保存しておき、その後、何回かに分けて箱詰めするとします。こうした場合には、サイズごとのまとめが、「中間品」となります。この中間品にもロット番号を割り当て、入荷ロット（農産物）と中間品ロットの対応関係、中間品ロットと調製・選別ロットの対応関係を記録します。

以上のこと考慮して、みずからにとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

（2）記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、入荷ロット（農産物）と調製・選別ロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。

記録様式には、

- 調製・選別した農産物のロット番号とその数量
- 上記のもととなった入荷ロット（農産物）の番号とその数量を記録できるようにします。

記録様式の作成にあたっては、別冊の「取組手法編」p17（様式③-3）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

（3）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」（p92）を参照してください。



One Point!

【廃棄の記録】

農産物を廃棄するときにも、いつ（日付）、何を（品名、わかる場合にはロット番号）、どれだけ（数量）廃棄したかわかるように記録を残しましょう。

ステップ③

課題 対応 | 取組事例 10：処理時間帯を使った調製・選別ロットと入荷ロットの対応づけ

【適用対象】：搬送機と印字プリンターを導入できる共選場

<課題>

共選場は、複数の生産者から出荷された農産物を連続して選別します。一人の生産者の農産物から基準値を上回る農薬が検出された場合、その農産物がどの箱に入っているかは分かりません。それでも全量回収を回避したければ、選別された農産物を識別し、どの生産者のものなのかを分かるようにしておかねばなりません。

<対応>

p66で紹介したリンゴの選果場は、品種、入荷先（生産者）、入荷日、大まかな規格分類ごとに入荷ロットを作ります。これらを順にラインへ投入して選別・箱詰めし、同じ品種、規格、ライン、処理日・時間帯のリンゴを1つの調製・選別ロットとしています。

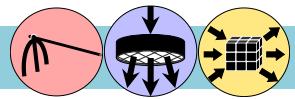
入荷ロットの情報は、ラインへの投入時刻とともに情報システムに入力されます。調製・選別ロットの情報も、処理時間帯とともに情報システムに入力されます。つまり入荷ロットと調製・選別ロットは、『時間帯』で下図のように対応づけられることになるのです。

入荷ロット	入荷ロット1(生産者A)	入荷ロット2(生産者B)	入荷ロット3(生産者C)
投入時間帯	9:00 入荷ロット1 開始	10:10 入荷ロット1 終了 入荷ロット2 開始	10:40 入荷ロット2 終了 入荷ロット3 開始 11:45 入荷ロット3 終了
処理時間帯	9:00	10:00	11:00
調製・選別ロット	調製・選別ロット1 (9:00－10:00)	調製・選別ロット2 (10:00－11:00)	調製・選別ロット3 (11:00－12:00)

内訳: 入荷ロット1
(生産者A)

内訳: 入荷ロット1,2,3
(生産者A,B,C)

内訳: 入荷ロット3
(生産者C)



6.6 ロットと出荷先の対応づけ

【該当業種ニすべての業種（生産者、調製・選別業者、集出荷業者）】

- ・生産者：調製・選別ロットと出荷先（または収穫ロットと出荷先）の対応づけ
- ・調製・選別業者：調製・選別ロットと出荷先の対応づけ
- ・集出荷業者：入荷ロットと出荷先（または集出荷ロット(p47)と出荷先）の対応づけ

準備手順

(1) 記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

(記録様式の例)

例1：「納品書（控）」を活用

納品書

販売日：2015.7.2

伝票番号 1234567X

× レストラン 様

販売者：農業 太郎
○○市△△町 123

明細

No.	品名	数量	金額	調製・選別ロット番号
1	○○レタス	3箱	*****	TN-LSL0702
2				

※納品書（控）の備考欄に、ロット番号を記入する

例2：「荷捌き作業日報」を拡張

荷捌き作業 兼 出荷先記録台帳										出荷日：7/3							
××集出荷施設		担当者： 集出荷 太郎															
集荷日	品名	等級	階級	入数	箱数	パレット番号	ロットNo	○○スーパーX店	○○スーパーY店	○○スーパーZ店	数量	単価	数量	単価	数量	単価	
7/3	○○レタス	俊	2L	10	16	02	CRS-LALL0703	16	*****								
7/3	〃	〃	L	10	52	03, 18	CRS-LAL0703	20	*****	18	*****	14	*****				
7/3	〃	秀	L	10	10	23	CRS-LSL0703	2	*****			8	*****				
								合計	*****	合計	*****	合計	*****				

※荷捌き作業日報の右側に、ロットごとの出荷先と出荷個数を記入する欄を設ける

(2) 記録の保存方法の決定

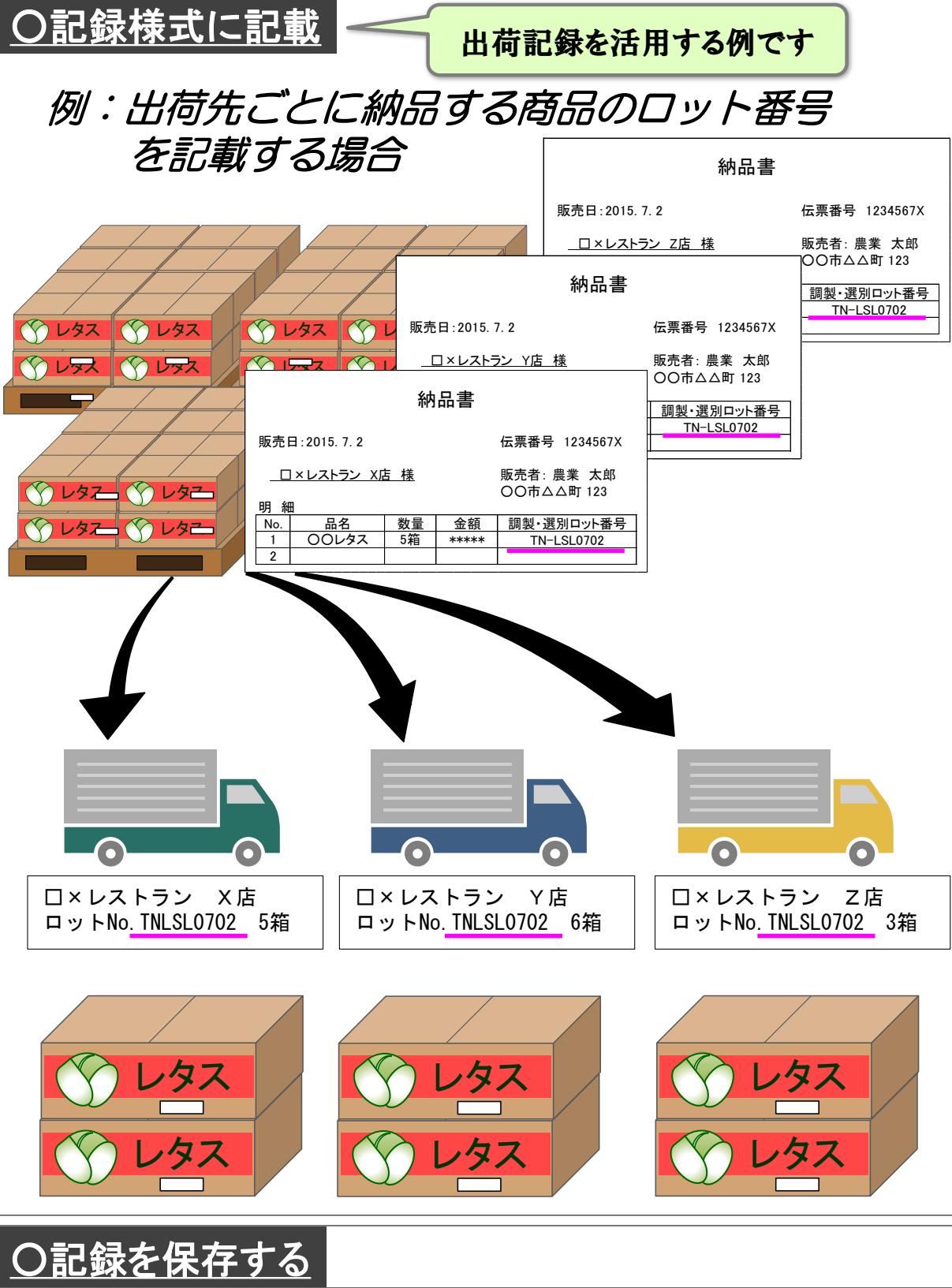
「7.1 記録の保存」を参照

作業手順（例）

○記録様式に記載

出荷記録を活用する例です

例：出荷先ごとに納品する商品のロット番号
を記載する場合



【「ロットと出荷先の対応づけ」の解説】

ロットと出荷先の対応関係がわかる記録様式を作ります。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) ロットと出荷先を対応づける記録様式を決定

「出荷の記録」とロットを対応づけるための記録様式を決定し、記録します。

様式の一例としては、ステップ1で定めた「出荷の記録」(出荷伝票や納品書の控え等)に、ロット番号を記載したものが挙げられます。

記録様式の作成にあたっては、別冊の「取組手法編」p21, 22(様式③-6, ③-7)を参照してください。

様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

納品書

販売日: 2015. 7. 2

伝票番号 1234567X

□ × レストラン 様

販売者: 農業 太郎
○○市△△町 123

明 紹

No.	品名	数量	金額	調製・選別ロット番号
1	○○レタス	3箱	*****	TN-LSL0702
2				

(2) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」(p92)を参照してください。

課題
対応

取組事例 11：農協の集出荷場における野菜の出荷先の記録

【適用対象】：下記の要件を満たす集出荷業者

- 1) 生産者1軒あたりの出荷量が多い、2) 等階級の種類が少ない。

<課題>

ある農協の集出荷施設は、農産物の入った箱を、いったん等級ごとにまとめてパレットに積み、その後、出荷先別に荷割します。その際、どの生産者の箱が、どの運送トラックでどの出荷先へ向かったのかを対応づけたいのですが、1つ1つ生産者名を目視し、手書きするのでは作業が煩雑になります。

<対応>

上の集出荷施設は、対応づけのために、下記の用紙を利用しています。用紙左側の3列は、等級ごとのまとめを示しています。等級 L の野菜が、A 農産のものから順に積み上げられたことが見て取れます。一方、用紙右側の4列をみると、等級ごとのまとめが、上から順に崩され、「○○運送」により「○×市場」へ出荷されたことなどが、一目でわかります。

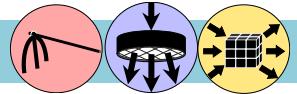
野菜トレース用紙						
集出荷場 ○△集出荷場		品目 レタス		等級 L		
集出荷場記入			出荷トラック積込時記入			
荷受箱数	荷受数量	生産者名	出荷箱数	運送会社/車番	出荷先市場名	出荷数量
20			1			
19			2			
18			3	○○運送		
17			4			
16		C農園	5	車番：xxxx	○×市場	
15			6			
14			7			
13			8	□□商事		
12			9		△□市場	
11			10	車番：xxxx		
10		B農場	11			
9			12			
8			13			
7			14			
6			15	△△運輸	□○市場	
5			16			
4		A農産	17	車番：xxxx		
3			18			
2			19			
1			20			

等級ごとのまとめを表す

等級ごとのまとめの出荷状況を表す

7 記録の保存・伝達

7.1 記録の保存



【内容】 記録を整理して合理的な期間保存し、ただちに取り出せるようにしておく。

【効果】

- 問題発生時に、問題のある種苗、肥料、農薬等や農産物の入荷先、出荷先、事業者内部の移動を迅速に調べ、対応できる。規制機関（政府や地方自治体などの行政機関）や取引先などに対して報告できる。

【取組内容】

(1) 保存方法の決定

記録の保存方法を決めます。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

問題が生じた際に、ただちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

(2) 保存期間の設定

記録は、取り扱った農産物の流通・利用実態を考慮して合理的な期間を設定し、保存しましょう。

出荷先やその先で冷凍品や加工食品の原料となる可能性がある場合には、それを考慮して、記録の保存期間を設定しましょう。

その農産物を食べた消費者に健康影響が生じた時期や、表示に関する疑惑が生じた時期に、追跡・遡及に対応できるよう、保存しておくことが重要です。

なお、法令では、次の表のように保存期間が定められていますので、保存期間を設定する際の参考としてください。

表 法令にもとづく記録の保存期間

法令等	対象	保存期間
食品衛生法第3条第2項にもとづく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針	食品等事業者それぞれの、仕入れ元・出荷・販売先等に係る記録、殺菌温度や保管時の温度等の製造・加工・保管等の状態の記録	<p>事業者が取扱う食品等の流通実態(消費期限または賞味期限)に応じて合理的な期間を設定する。</p> <p>多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産段階:販売後1～3年間 ・製造、加工段階:販売後1～3年間 ・流通段階:販売後1～3年間 ・販売段階:販売後1～3か月
法人税法施行規則第59条、第67条(法人) 所得税法施行規則第63条、第102条、第103条(青色申告者、白色申告者)	取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	法人は7年間、青色申告者と白色申告者は5年間

用語集

※このマニュアルでは、用語を下記の意味で使用しています。

用語	本マニュアルにおける用語の意味
■トレーサビリティの用語	
食品のトレーサビリティ	食品の移動を把握できること。食中毒などの事件が発生したときの迅速な製品回収や、原因究明のための経路の追跡・遡及などに役立つ。
ロット	ほぼ同一の条件下において生産・加工または包装された原料・半製品・製品のまとまり。
識別	ロットや個体を特定できること。
対応づけ	「ものともの」や「ものと事業者」などの対応関係をわかるようにすること。具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすること
■事業の種類の用語	
生産者	農産物を生産している者のこと。1) 収穫物を出荷して、調製・選別を外部に任せる場合と、2) みずから調製・選別する場合の両方を含む。個人（自然人）であるか、団体（法人・任意組織）であるかを問わない。
調製・選別業者	生産者から農産物を入荷して、調製・選別する事業者のこと。生産者が他の生産者から調製・選別を受託する場合を含む。
集出荷業者	生産者の委託などを受けて、農産物を集出荷する事業者のこと。
■工程の用語	
調製・選別	農産物を調製または選別すること。もしくは、調製と選別の両方を行うこと。「調製」や「選別」の意味については、下の項目を参照。
調製	乾燥、不純物の除去、包装、箱詰めなどを行い、農産物を出荷や販売に適した状態にすること。単に包装、箱詰めだけをする場合を含む。
選別	収穫された農産物を、サイズ、品質などの基準にもとづいて分別し、包装、箱詰めすること。
集出荷	複数の生産者の農産物を集め、必要に応じてこれらを統合・分荷するなどしたうえで、出荷すること。
出荷	農産物（あるいは稻わらなどの副産物）を外部の事業者に有償・無償で提供すること。「出荷の記録」の対象になる。
販売	農産物を直接、消費者に有償で提供すること。「販売の記録」の対象になる。
■ものの用語	
農産物	日本標準産業分類でいうところの耕種農業による生産物のこと。米等の穀物、野菜、果物、工芸農作物、ばれいしょ・かんしょ等が含まれる。
種苗・肥料・農薬等	「種苗」とは、種、苗、球根、種芋、種菌を指す。「肥料」は化成肥料、堆肥、液肥、「農薬」は化学防除剤、微生物防除剤などを指す。「等」には、培地、菌床、原木などのほか、肥料以外の土壌改良材などが含まれる。
栽培作物	農産物を生産するために、育成される植物または菌のこと。

農林水産省「平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業」
検討会委員

有井 雅幸	東京デリカフーズ株式会社 執行役員 経営企画室長
池田 正彦	兵庫県 健康福祉部健康局参事 兼 生活衛生課長・消費生活課参事
臼井 稔	全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部 営農・経済改革推進課長
江口 法生	一般社団法人 日本スーパー・マーケット協議会 事務局長
沓澤 宏紀	食肉流通標準化システム協議会 会長
古川 英子	一般財団法人 消費科学センター 理事
杉浦 健吾	東京青果株式会社 営業本部営業情報管理課 課長補佐
手塚 義博	一般社団法人 大日本水産会 国際・輸出促進部長
中村 啓一	公益財団法人 食の安全・安心財団 理事・事務局長
◎新山 陽子	京都大学大学院 農学研究科 教授
矢坂 雅充	東京大学大学院 経済学研究科 准教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

農業分科会委員

有井 雅幸	東京デリカフーズ株式会社 執行役員 経営企画室長
臼井 稔	全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部 営農・経済改革推進課長
河二 敏雄	有限会社かわに 代表取締役社長
杉浦 健吾	東京青果株式会社 営業本部営業情報管理課 課長補佐
中澤 昌弘	JA 長野県営農センター 農業振興グループ 考査役
◎新山 陽子	京都大学大学院 農学研究科 教授

(◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順)

平成27年度食品トレーサビリティ促進委託事業
食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論 農業編

平成28年3月 発行

問い合わせ先：

農林水産省 消費・安全局 消費者行政課

TEL：03-3502-5716 FAX：03-6744-1974

Web サイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

地方農政局など

北海道農政事務所 消費生活課	TEL：011-330-8813
----------------	------------------

東北農政局 消費生活課	TEL：022-221-6095
-------------	------------------

関東農政局 消費生活課	TEL：048-740-0357
-------------	------------------

北陸農政局 消費生活課	TEL：076-232-4227
-------------	------------------

東海農政局 消費生活課	TEL：052-223-4651
-------------	------------------

近畿農政局 消費生活課	TEL：075-414-9771
-------------	------------------

中国四国農政局 消費生活課	TEL：086-224-9428
---------------	------------------

九州農政局 消費生活課	TEL：096-211-9121
-------------	------------------

沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL：098-866-1672
----------------------	------------------